

よしもと興業とタイアップ
大好評の婚活支援

政策企画課
055-934-4704

よしもと流コミュニケーションスキルアップセミナー
～お笑いスキルアップで素敵な出会いを～

お笑い芸人がお手伝いする異性とのコミュニケーション能力を向上させるための無料セミナーです。

とき 平成28年2月7日(月)
16時30分～19時

ところ 沼津ラクーンよしもと劇場(大手町)
対象 市内に住むか通勤・通学する30～40歳代の独身男女

※年齢は各開催日時点。当日、住所と生年月日が記載された写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)で資格確認を行います。

定員 男女各30人(申込多数の場合は抽選)
申込期限 1月25日(月)までに市ホームページの電子申請で

広報めまづ 検索

笑いのテクニックを楽しみながら学び取ろう!

セミナー内容をご紹介

♥大爆笑!よしもとお笑いライブ

まずは、よしもと芸人のライブを鑑賞!笑ってリラックス!

♥よしもと流コミュニケーションセミナー

お笑い芸人が豊富な経験談を交え、出会い、交際、結婚、けんかや仲直りなど、日々のコミュニケーションについてアドバイス!

♥お笑い芸人と参加者との実践交流会

直接、お笑い芸人と交流できちゃうステキな機会!コミュニケーションのコツやノウハウを学んじやおう!

～テレビなどで活躍するお笑い芸人が講師を務めます～



ハリセンボン



くまだまさし



トレンチエンジェル

市民相談センターは、市の広聴部門を担う他、市民相談、消費生活相談、情報公開等の業務を行っています。今回は、消費者トラブルへの啓発と各種相談についてご案内します。

■これから迎える年末年始は、消費者トラブルに遭う危険性が高まります。トラブル回避のための知識を身に付けましょう。



ネット通販の前払いは慎重に。

インターネットで申し込みをする通信販売、いわゆるネット通販で商品を注文した後、代金を前払いするようメールが届き、指定された個人名の口座に振り込んだものの配達予定日を過ぎても商品が届かない、注文したものと異なる商品が届いたというのがトラブルの典型例です。十分気をつけて下さい。



通信販売はクーリング・オフ対象外。

テレビショッピングやインターネット、カタログ等の通信販売は、自分の意思で冷静に判断して契約の申し込みをしたと考えられ、クーリング・オフ(契約を解除する権利)制度が規定されていません。注文する際は、返品・解約について必ず確認し、またコピー商品や偽サイトにも注意しましょう。

■各種相談に職員や専門家が無料で応じます。ぜひご利用下さい!

相談の種類	とき
消費生活相談 ☎ 055-934-4841	月～金曜日、 8時30分～17時15分
市政・一般相談 ☎ 055-934-4700	
以下の専門家による相談は予約が必要です。 ☎市民相談センター ☎ 055-934-4700	
人権・法律相談	毎月第1・3水曜日、10時～15時
戸田地区人権相談(くるら戸田)	10・12・3月の第2水曜日、 10時～15時
建築相談	毎月第2火曜日、13時～16時
行政相談	毎月第2・4水曜日、10時～15時
戸田地区行政相談(くるら戸田)	毎月第2水曜日(1・8月を除く) 10時～12時
弁護士による多重債務相談	毎週金曜日、13時～17時
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く) 13時～16時
不動産に関する相談	毎月第1木曜日(1・5月を除く) 13時～16時

マイナンバー制度に伴い「個人番号カード」を交付します

10月以降に通知カードを送付していますが、平成28年1月からは、このカードと引き換えに無料で「個人番号カード」を交付します。今後、使いみちが広がる便利な個人番号カードについてご案内します。

個人番号カードを申請しましょう

日本国内の全住民に付される、一人ひとり異なる12桁の個人番号「マイナンバー」。マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基盤となります。このマイナンバーは、順次お手元に届いている通知カードに記載されていますが、身分証明書として利用できる顔写真付きのICカード「個人番号カード」に引き換えることができます。

個人番号カード



おもて うら

申請方法 通知カードに同封されている交付申請書に必要事項を記入の上、写真を添付し同封の返信用封筒に入れて郵送

※パソコンやスマートフォンからの申請も可能です。

※申請後は、平成28年1月以降に自宅に交付通知書が届きますので、受け取り期間に必要な書類を持参して、本人が交付場所までお越し下さい。

※手続きの流れ、交付場所等の詳細は、通知カードに同封の「ご案内」をご覧ください。

マイナンバーのよくある質問!

Q1. 個人番号カードから全ての情報がわかってしまうのですか?

個人番号カードに標準搭載されるICチップには券面に書かれている情報や電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病気の履歴等の記録はされません。このカード1枚で全ての個人情報がわかることはありません。

Q2. 個人番号カードは必ず作らないといけないのですか?

個人番号カードの取得は強制ではありません。しかし、行政手続きの簡素化による市民の皆さんの負担軽減のほか、将来的には様々な使用用途が見込まれているため、個人番号カードの申請を推奨しています。

Q3. 個人番号カードに記載された住所や氏名などの変更があった場合はどうなりますか?

個人番号カードの追記欄に変更内容の記載をしますので、届け出の際に窓口を持参して下さい。また、通知カードの取り扱いも同様です。

Q4. 個人番号カードに使う写真は市役所で撮影してもらうことができますか?

市役所では写真の撮影はしておりませんので、各自で用意して下さい。縦4.5×横3.5cm、正面・無帽・無背景のもので、6カ月以内に撮影した写真を使用して下さい。

- ①通知カード、個人番号カードの受け取り、申請等に関すること… 市民課(受付係) ☎ 055-934-4721
- ②マイナンバー制度全体に関すること… マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) ☎ 0120-95-0178
- (①は平日8時30分～17時15分のみ、②は平日9時30分～22時、土・日曜日9時30分～17時30分、いずれも年末年始を除く)

お問い合わせは
各電話番号へ